

(付表3)

## 行政財産の使用料の減免基準

	事 案	区分記号	減 免 率		
ア	県行政側からの必要性	1 国又は地方公共団体において県と共同して同一の事務事業を行うために使用するとき	A-1	10/10	
		2 公共団体及び公共的団体その他の者において県の事務又は事業に直接関連のある公益を目的とした事務、事業の用に直接供するために使用する場合であって、次の各号の一に該当するとき	(ア) 法令に基づき設立している団体及び法令等に基づき県が援助するものとされている団体又は補助金を毎年交付されている団体が使用するとき	A-2-(ア)	8/10
			(イ) 県の要請及び指定を受け試験・研究、役務の提供等を行う団体が使用するとき	A-2-(イ)	10/10
			(ウ) 収入の9割以上が県からの委託金、補助金等である団体が使用するとき	A-2-(ウ)	10/10
			(エ) 法律により県が無償で使用させることができるとされている団体が使用するとき	A-2-(エ)	10/10
		3 使用期間が短期間であり、かつ使用目的が営利を目的としない場合であって、次の各号の一に該当するとき	(ア) 庁舎の一部、グラウンド等の施設を社会教育、スポーツ、公共的な講演等のためにきわめて短期間使用するとき	A-3-(ア)	10/10
			(イ) 災害等緊急事態の発生により応急施設として使用するとき	A-3-(イ)	10/10
4 職員、学生、入院患者等その他県有施設を利用する者の福利厚生施設等として食堂、売店、理髪店等の経営のために使用するとき	A-4	10/10			
5 県職員の労働組合、県職員の互助団体又は親睦団体、共済組合その他これらに類する団体又は法人がその事務又は事業に直接使用する場合	A-5	10/10			
イ	公益的見地からの必要性	6 他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するために使用する場合(ただし、収益を伴う事業に供する場合及び8を除く。)	B-6	10/10	
		7 公共的団体その他の者において、県の事務又は事業に直接関連はないが、公益を目的とした事務、事業(以下「公益等事業」という。)の用に直接供するために使用するとき。(ただし、行政財産の使用許可を受けようとする公益等事業(公益法人が付随的に行う収益事業のうち、その収益を公益目的に使用する場合を含む。))において、収益を伴う事業があるときに、直近の会計年度における当該公益等事業に関する収入が当該公益等事業に関する支出を上回る場合で、その上回る額が年間の使用料予定額に4/10を乗じた額以上であるとき及び8に該当する場合を除く。)	B-7	4/10 (ただし、直近の会計年度における公益等事業に関する収入が当該公益等事業に関する支出を上回る場合で、その上回る額が年間の使用料予定額に4/10を乗じた額未満であるときは、年間の使用料予定額に4/10を乗じた額からその上回る額を控除した額とする。)	
		8 公共団体又は公共的団体が電気・通信業務の用に供する線路及びその附属施設を設置するために使用する場合(収益を伴う事業に供する場合を除く。)	B-8	業務を行う者が土地等の使用の対価を定めている場合はその額	
ウ	当該財産に係る費用負担等の関連性	9 使用許可の相手方が当該財産の使用に関してその対価として、直接又は間接的に役務の提供及び便宜の供与を行っている場合	C-9	受益又は便宜供与の範囲内(ただし、当該行政財産を寄附し、又はその費用の全部又は一部を負担している場合は、寄附等の日から20年までとする)	
エ	他の法令等の準用	10 他の法令及び規程により同様の事例に対し、一律の減免基準が設けられているもの	(例) バス停10/10、バス停下屋10/10	D-10	他の法令等の規定による